

平成16年4月30日
政策評価・独立行政法人評価委員会
政策評価分科会

政策評価分科会の当面の活動の重点 ～ 政策評価制度の発展に向けて～

政策評価制度への現状認識

「行政機関の行う政策の評価に関する法律」の施行から2年が経過した。平成14年度は1年目のトライアルの年であり、当分科会としても督励を行った結果、各府省において、2年目の平成15年度には、1)政策評価の実施・公表時期の早期化、2)評価結果の予算要求等への反映に向けての取組、3)実績評価方式における目標の数値化の割合の増加などいくつかの点で前進。

このように、政策評価制度は、各府省のマネジメントサイクルの中で組み込まれたものと一応評価できるが、政策評価制度の目的である、1)国民に対する説明責任の徹底、2)成果重視の行政への転換、3)効率的で質の高い行政の実現に向けて、依然として、評価の質の向上など様々な課題が見られるのが現状。

また、政策評価のテーマとして評価の必要性の高いものが選定されているかの検証もこれまで以上に求められていくものと認識。

こうした中で政策評価制度を発展させていくためには、課題の克服に向けた各府省の更なる自助努力とともに、総務省による各府省の評価の厳格なチェックや統一性・総合性確保評価の的確な実施が一層求められるだけでなく、政策評価制度自体や個々の評価に対する外部検証や国民的議論を活性化していくための取組が強く求められる。

当分科会では、これまでの活動の中で、政策評価制度の様々な問題点について精力的に議論を展開してきたところであるが、法施行3年目を迎える16年度初頭において、改めて政策評価制度の発展に向けた課題を国民の前に明らかにするとともに、今後、以上のような現状認識に立って、次に掲げる項目に重点を置いて議論を深めてゆく。

政策評価の当面の課題

政策評価制度の目的の下で評価を有効なものとしていくためにも評価の質の向上が求められ、総務省を始め各府省による以下のような対応が必要

- ・ 各府省間で整合性の取れた政策目標の設定
- ・ 政策コストの把握・政策効果の把握の徹底
- ・ 第三者の専門的、客観的な知見の有効活用
- ・ 評価手法の改善・開発やデータの整備など評価インフラの充実
- ・ 総務省による各府省の評価の有効なチェックへの一層の取組

国民の視点に立って評価の必要性が高い分野の評価の実施

- ・ 既存の事務事業に対する事後評価の充実
- ・ 規制の導入・修正等の際し事前評価の拡充
- ・ 総務省による統一性・総合性確保評価の的確な実施
- ・ 各府省が実施した政策評価のうちやり直す必要があるもの、社会経済情勢の変化に的確に対応するため政策評価を新たに行うべきものについての個々の検討への一層の取組

評価の取組へのインセンティブ付け

- ・ 評価の取組を進めるためにも、政策の企画立案や予算作成などに評価結果が活かされる仕組みを整備するなど、政策評価の取組へのインセンティブ付けを引き続き検討

外部検証可能性の確保

評価の過程で用いたデータ・評価手法等評価結果以外の情報の公表の徹底
それらの情報へのインターネットアクセスの確保

国民的議論の活性化

様々な媒体を駆使した国民への広報の積極的展開
地方公共団体との連携の強化
評価書の簡明さの確保

政策評価分科会長 丹羽 宇一郎

【連絡先】 総務省行政評価局政策評価官室
渡会政策評価官、小西調査官、新井総括評価監視調査官
電話：5253-5427(直通) F A X：5253-5464